

安芸市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年12月23日

安芸市監査委員 福島 文明

安芸市監査委員 長野 弘昌

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
上下水道課	<p>釣銭は手提げ金庫等に入れ、定時後は大型金庫で保管されていますが、上下水道課、税務課、環境課、歴史民俗資料館、書道美術館では、手提げ金庫に公金以外の現金がありました。公金が紛れてしまうリスクがありますから、改善を求めます。</p>	<p>手提げ金庫に公金以外の現金を一緒に保管していましたが、別に保管するよう改めました。</p>
環 境 課	<p>釣銭は手提げ金庫等に入れ、定時後は大型金庫で保管されていますが、上下水道課、税務課、環境課、歴史民俗資料館、書道美術館では、手提げ金庫に公金以外の現金がありました。公金が紛れてしまうリスクがありますから、改善を求めます。</p>	<p>手提げ金庫に公金以外の現金を一緒に保管していたことについては、別で管理するようにし改善した。</p>